

議員全員協議会会議録	
1 開会日	平成25年9月27日 午後 1時30分 開会 午後 3時33分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席議員	奥津勝子 二宮加寿子 高橋英俊 渡辺順子 坂田よう子 片野哲生 吉川重雄 土橋秀雄 高橋富美子 竹内恵美子 三澤龍夫 関 威國 鈴木京子 清水弘子
4 説明員	町側出席者 中崎町長 栗原副町長 依田教育長 二挺木政策総務部長 大槻総務課長 常松副課長兼公共施設係長 大澤政策課主事 仲手川産業環境部長 由井観光の核づくり担当主幹 磯崎主事 福島教育部長 佐野スポーツ健康課長
5 職務のため出席した職員	局 長 飯田 隆 書 記 増尾克治
6 協議等の事項	(1) 議会報告会の開催について (2) その他
7 その他	一般傍聴 なし

(1) 町長あいさつ

次の7件について、お知らせを受けた。

①子育て支援関係への指定寄附について

8月22日(木)に有限会社プラス・パーフから子育て支援関係に役立てていただきたいと50万円の寄附をいただいた。22年から同様の寄附をいただいております、活用方法について検討し、12月補正予算に計上予定である。

②大磯海水浴場・照ヶ崎プール・国府小学校プールの利用状況について

夏季の期間開設していた海水浴場、2つのプールについて、来場(入場)者数の結果報告があった。

③訴訟の経過について

次の二つの訴訟について、経過報告があった。

1. おあしす 24 事業及び医幹の採用に伴う公金支出について、町長に損害賠償を求める訴訟があり、9月11日(水)に請求を棄却する判決が出された。
2. 石神台団地の付属設備である浄化槽の維持管理に伴う公金支出(補助金の交付)について、町長に損害賠償を求める訴訟の訴状を9月19日(木)に收受し、10月28日(月)に第1回口頭弁論が行われる予定。

④大磯駅前用地利活用検討委員会の開催について

第1回検討委員会を9月11日(水)に開催し、概要の説明と現地見学を行った。第2回目は10月7日(月)に開催予定。

⑤平成25年度卓話集会について

5月16日から9月15日まで「新たな観光の核づくりと旧吉田茂邸の再建に向けて」をテーマとして開催してきた卓話集会を終了した。24地区合計で604名の参加者があった。

今後の予定としては、9月27日(金)の午後7時から西小磯東と西の2地区からの要請により、「鳥獣被害の現状と対策」をテーマとして開催する。

⑥新しいごみ分別収集の開始について

10月1日からごみ処理広域化に伴う新しいごみ分別収集が開始となる。9月22日までに合計79回の説明会を開催し、延べ3,338名の参加があった。

⑦大磯チャレンジフェスタ2013～つなごう「健康」の輪～の開催について

10月6日(日)に大磯運動公園及び星槎湘南大磯キャンパス(万台こゆるぎの森)において「大磯チャレンジフェスタ2013」を開催する。

◎主な質疑

問： 大磯海水浴場の来場者数が86,260名と報告があったが、どのような方法で人数を把握したのか。

答： 監視委員が午前10時と午後2時の段階で概数を把握している。

問： 大磯海水浴場で「クラブ化」というような大音量を出して営業している店が数店見受けられたと聞いている。許可権者は県だが、町としての考え方を聞きたいが。

答： 県は統一的なルールを定めていくと聞いている。町としては警察と県の土木事務所と協議をしており、来年に向けて県下全域で検討していく。また、条例化に向けた動きが鎌倉市や逗子市でもあり、町としては注視していく考えである。

意見： 実際に運営しているのは茶屋組合だが、来場者の安心安全を確保していくという点で、町としても注意を払ってほしい。

問： 国府小学校プールが7月22日から8月31日までの40日間で3,775名の利用があったというが、学校水泳授業で使用した時間はどのぐらいか。また、利用者数の中で生徒と町外利用者の内訳はどのようか。

答： 夏休み期間中であるので、学校水泳で使用した時間や人数はこの場では答えられない。後ほど回答する。3,775名の内訳は、子ども(中学生以下)が3,185名、大人が590人である。

問： 国府小学校プールの建設においては、色々な意見があった。当初の目標がかなったと考えているか。

答： 目標人数は設定していなかったが、去年は4,000名、今年は3,800名弱の利用があった。学校プールの開放のため、どのぐらい利用ただけか分からない部分があったが、体力向上という当初の目的は達成できたのではないかと考えている。

問： 町は水泳授業の時間数を増やしたいと考えているが、学校現場はそうは思っていないと聞くが、教育委員会の考えは。

答： 学校にプールがない時には、照ヶ崎プールまでバスで通っていた。プールができてからは、雨の日には翌日に使用する等の臨機応変な対応が取れた。時間数については、学校側と協議していく。

問： おあしす24関係の訴訟が棄却されているが、控訴したという情報は入っているか。

答： 控訴されるかもしれないが、訴状等は確認できていない。

(2) 町報告事項

①「大磯町における景観・観光資源の再生・利活用検討調査業務」委託業者の決定について

公募型プロポーザル方式で委託業者を募集した結果、1者から応募があった。6人の選定委員から成る事業者選定委員会を9月5日(木)と17日(火)に開催し、「チーム大磯」(代表会社は(株)山手総合計画研究所)に997万5,000円で委託することに決まった。

業務方針は「大磯町を新たな異文化との架け橋にする」「新たな食文化の育成とインバウンド観光の推進」である。

調査分析項目、拠点施設の再生・利活用の調査や景観形成誘導調査、PR戦略作成の事業計画、官民連携組織設立と連携方策の検討、工程について概要の説明があった。

◎主な質疑

問： 滄浪閣や旧池田邸の活用について、今後交渉していくと説明があったが、借りられる見込みはあるのか。

答： 旧別荘地周辺を対象に風致地区や特別緑地保全地区の指定をしていく方向で、関係部署と連携して所有者には説明はしている。今後、交渉はしていく。

問： 選定委員は、この事業計画どおりに全てやってくださいという考えでいるのか。このとおりのものができあがってこなくてもよいと考えているのか。

答： 事業提案をどのように実現していくかは、今後調整して事業計画案を策定していくものである。選定委員からはそのとおり進めてほしいというような要望はなかったが、国や県との連携、法律的な規制などの部分においては行政が連絡調整をしてほしいとの意見があった。

問： 所有者との調整は町が行うのか。民間がやるほうがうまくいくのではないか。

答： 所有者としては行政が間に入るほうが安心するという部分もあり、行政が入ることは必要であると考えている。

問： 国から1千万円の補助を受けて行う業務であり、通常は複数の提案の中から選考して進めると思うが、1者だけの応募でその提案をよいと判断した理由、基準は何か。

答： 結果的に1者しか応募がなかった。提案内容次第では1者であっても落とす判断もあったが、採点結果は75点であり、採択が望ましいという判断であった。

問： 複数の応募が来るまで待つという考えはなかったのか。

答： 選定委員会では最低限60点以上はないとダメであると判断していた。1者しか来なかったことについて議論はしておらず、1者であっても通常の手続きに従って行った。結果的に75点であり、町長に適であると報告し、最終的には町長が判断した。

問： 業務の工程計画の中に「25年度に必要な調査を行い事業計画案としてまとめるにあたって、委員会と共にフォーラム等を開催する」とあるが、この委員会とは選定委員会のことか。また、フォーラムもこの事業の中で開催していくのか。

答： 選定委員会のことではない。業務の中で委員会をつくり、学識経験者等の意見をいただきながら最終的に計画案をまとめていく。フォーラムはこの事業の中で開催していく。

問： 「(社)大磯景観・観光資源整備機構」(仮称)及び「大磯観光ファンド」(仮称)を設立するとある。さらに、公的助成を受けやすくするために直接または町を経由して、ファンドマネジメント会社が具体的な事業を企画し、拠点施設の再生・利活用事業を実施するSPC(特別目的会社)を設立して資金を集めるとあるが、これと町との関係、町はどのように捉えているのか。

答： 現時点では事業者が提案している内容であり、これから具体的には詰めていく。

問： なるべくファンドを集めて事業をやっていくという趣旨のもので、町を経由していくということになると、町もお金を出すのか。町は現時点ではどういうものになるのか全然わからないということか。

答： 「ファイナンススキーム」にあるものは景観法に定められたもので、条件を整えば町が認可をしなくてはいけないことになっている。ファンドを集めるのは民間事業者が行うことである。町は機構をつくったり、景観行政のための条例づくり、国との法律的な整理、旧別荘所有者と事業者との調整を行う。もしも町がその事業に参加したいということになれば、議会の議決を経て、民間事業者と同じ立場でとなる。

問： 公的助成を受けやすくするために町を経由するという記載があるので、町も資金に関わると思えた。しかし、資金調達に町が関与しないとなれば、例えば事業がうまくいかなかった場合、町の責任はなく、SPCが全部責任を取ると考えてよいか。

答： 機構とファンド会社の上層にファンドマネジメント会社が設立されており、金融的な責任はこのファンドマネジメント会社が取ることになる。支援機構で取れる補助は自分で取ってもらうが、公的資金の補助を得ようとした場合、町が申請及び清算の窓口とならなければならないものもある。その場合、申請行為の責任は町が負わなければならない。

問： 官民連携ということだが、調査委託ができるようにしたのは町であり、町民への説明責任がある。その中で、カタカナ言葉が多すぎる。ここで使われている言葉が、町民が一般常識として使っているカタカナ言葉であるかは疑問である。理解できる日本の言葉を使ってほしいと思うが。

答： 確かに、技術提案書にはカタカナ言葉が多すぎる。最終的に報告書をまとめていく段階では、わかりやすい表記を用いるように指導していく。

問： 滄浪閣の利活用の事業イメージの中に「所有者から、町または(社)大磯景観・観光資源整備機構が賃借して運営する」とある。町が賃借する可能性があるという判断か。

答： 今後、所有者との調整をしていく中で、いきなり民間ではなく町に入ってもらいたいという意向も想定できるため、事業者側で書かれたものであると町は認識している。

問： 最初から町をあてにしたような記述に捉えられる。税金を投入する以上、事業者には自らがしっかりとやってほしいと考えるが、町の認識は。

答： あくまでも現時点での事業者の提案である。町と今後調整して事業計画書を作成していき、予算の伴うものには議会の承認も必要になる。中間報告等で議会の意見も伺いながら進めていきたい。

(3) 各委員会等の行事報告・予定について

「各委員会等の行事報告・行事予定」の配布により説明は省略。

(4) 報告事項

①委員長等からの報告

○8/20 総務建設常任委員会の概要・・・渡辺委員長

○8/23 福祉文教常任委員会協議会の概要・・・高橋(富)委員長

○9/2 議会だより編集委員会の概要・・・坂田委員長

②農業委員からの報告・・・二宮委員

③8/19 県町村議会議長会町村長・議長合同研修会・・・奥津議長

④9/7 国債姉妹都市高校生派遣事業渡航報告会・・・奥津議長

⑤9/27 新環境事業センター竣工式・・・奥津議長

⑥その他

・議会だより編集委員会で検討した結果、第 171 号から一般質問議員の顔写真を掲載していくことを考えているので、議員全員に了承を得たい旨の話が坂田委員長からあった。掲載の可否は議会だより編集委員会に一任となった。ただし、掲載に至った理由については記載したほうがよいとの意見があった。

(5) 協議事項

①議会報告会の開催について

班編成について確認後、班ごとに担当の割振りを協議し、最終的に全員で確認した。

(6) 事務局からの報告

①視察の受け入れについて

10月15日(火)に佐賀県基山町議会が自治基本条例について、11月11日(月)に岐阜県養老町議会が議会基本条例等について、11月14日(木)に徳島県町村議会議長会が議長研修として議会改革について視察するために来庁する。

②町村議会議員研修会について

11月22日(金)に山北町公民館において、県内町村議会議員を対象にした研修会や自治功労者表彰式が開催されるので、出席を予定してほしい。については、10月2日の議会最終日において、議員の派遣について議長から報告がある。

③その他

・次回の議員全員協議会は、10月16日(水)午後1時30分からの予定